

広島県告示第千九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和七年十二月二十五日

広島県知事 横田美香

- 一 施行者の名称
尾道市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
備後圏都市計画火葬場事業尾道市斎場
- 三 事業施行期間
令和七年十二月二十五日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地
收用の部分
広島県尾道市長者原二二丁目地内
使用の部分
なし